

教 育 課 程

教育課程は、本校での学び・履修の全体計画です。学生の皆さんが履修する際の諸注意、授業を受講する際に必要な説明が記載されています。必要箇所については熟読し、理解を深めていただき、授業に臨んでください。

1. 学期について

1年間の学期は、前期・後期の2学期に分かれ、それぞれの学期において授業期間や定期試験の日程をお知らせいたします。また、本校における授業科目は、一部科目を除き、前期・後期の学期ごとに開講されます。各科目の履修期は、「履修科目一覧表」をご覧ください。

2. 単位について

本校では、単位制を採用しています。単位制とは一定の学修量を単位として表わし、所定の期間で量的修得を卒業の判定基準とする方式です。

単位の計算基準は以下の通りとなります。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める授業時間をもって1単位とします。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とします。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本校が定める時間の授業をもって1単位とします。
- (3) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適当と認められた場合には、これらに必要な学習等を考慮して、単位数を定めることがあります。
- (4) 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行い、多様なメディアを高度に利用して、授業教室等以外の場所での学修を行うことがあります。

3. 成績評価について

授業科目を履修し、試験を受けると成績の評価がなされます。成績評価は、次の基準に基づいて行われます。

100点を満点として、S（90点以上）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）が合格、D（59点以下）は不合格となります。

4. 授業時間について

授業時間は、90分を1授業時間として行われます。

5. 再履修について

履修した科目のうち不合格になった科目を、次学期以降に再度履修することを「再履修」といい、その年度にあらためて履修することができます。

具体的な手続き方法については、各学期開始時にお知らせいたします。

6. 進級基準

各年次から上級年次へ進級するには、各年次終了時において、卒業要件単位数のうち、以下の単位数を修得しなければなりません。

学 科	修得単位数
保育科第1部	18
保育科第2部	1年次 8 2年次 14

7. 卒業要件

卒業には、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 保育科第1部の学生は、2年以上在学していること。
保育科第2部の学生は、3年以上在学していること。
- (2) 卒業に必要な授業科目を履修し単位を修得していること。
- (3) 本校で必須と定めた学校行事に参加する等の条件を満たしていること。
- (4) 授業料等校納金を完納していること。

聖徳大学幼児教育専門学校が求めるもの

3つのポリシー

聖徳大学幼児教育専門学校では、学則に定める教育目的を果たすため、専門士授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の3つの方針を、次のとおり定めています。

(1) 専門士授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本校は、即戦力としての幼稚園教諭及び保育士の養成を目的としており、以下の知識・能力・態度を有するに至った者に専門士を授与する。

- ①幼児教育に対する情熱や責任感を身につけている。
- ②専門職に関する知識・技能及び表現力を身につけている。
- ③多様な協働学習を通して、豊かな人間性を身につけている。

(2) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

教育目的を達成するために、以下のような方針に基づく教育課程の編成・実施を行う。

- ①幼児教育に対する情熱や責任感を培うために、幼稚園・保育所等の実習を重視する。
- ②人間性を高める教養科目と子ども理解を深める専門教育科目の連携を図り、実践的及び専門的力量を構築する。
- ③協働学習を通じて、コミュニケーション能力、表現力及び創造力を高める。

(3) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

教育目的を達成するため、以下のような条件を有する者を入学させる。

- ①「元気、笑顔、熱意、誠実」を持ち、将来、免許・資格を活かす意思がある。
- ②入学後の修学に必要な基礎学力がある。
- ③コミュニケーション能力を持ち、協調してものごとに取り組む姿勢がある。

建学の精神「和」

東京聖徳学園の歴史は、昭和8年（1933年）4月10日、川並香順・孝子先生が東京市大森区新井宿（現・東京都大田区）に設立した「聖徳家政学院」と「新井宿幼稚園」から始まります。当時、社会福祉や民生の仕事に取り組んでいた香順先生は、社会的に軽視され、その内容も形式的でしかなかった女子教育・幼児教育に改革の必要性を強く感じていました。このような時、香順・孝子先生の長女が2歳で夭折。悲しみの底にあって、香順・孝子先生の心に芽生えたのは「我が子に注ぐ愛情をすべての子に注ぐ。それが我が子を"生かす"たった一つの道ではないか」という強い誓いの念でした。以来、香順・孝子先生はその人生を女子教育・幼児教育に捧げ、その高潔な教育理念の実現にむけて努力を続けました。

香順・孝子先生の理想は、学園創設より、今もその輝きを失うことなく"聖徳教育"の中に確かな志となっているのです。香順先生は、聖徳太子が制定した十七条憲法の第一条「和を以て貴しと為す」から建学の精神を「和」に定め、教育の目標を次の3点にまとめました。

1. 人間が生まれながらに持っている個性を尊重し、しかも調和がとれる人間の育成。
2. 社会の変化に対応し、その発展に貢献できる専門能力・技術を備えた人材の育成。
3. 高い知性と豊かな情操を備えた女性。

こうした考え方は、現代社会において、一層その価値が高まっています。創立者川並香順・孝子先生はすでに故人となりましたが、その精神は時代を超えて学園の教育に生きているのです。